訴　状

〒865－0064　熊本県玉名市中2003番地
原　告　西村　一

同　上
原　告　西村　カシ

〒865－0063　熊本県玉名市中尾335
原　告　里　幸子

〒860－0081　熊本市京町本丁1番22号
熊本さくら法律事務所（送達場所）
原告ら訴訟代理人弁護士　加藤　修（担当）
同　弁護士　小林　法子
TEL096-320-8555
FAX096-320-8550

〒865－8501　玉名市繁根木163
被　告　玉名市
代表者市長　高岩　哲哉

生活保護老齢加算減額処分取消請求事件

訴訟物の価額　金1，600，000円
貼用印紙額　金13，000円

2010-12-10　11:20　FROM　アオモリケイサツショ　TO　ケンレン　P.02

請求の趣旨

1　被告が原告西村一，同西村カシ，同里幸子に対して平成２１年１月９日付でなした各保護変更申請の却下処分を取り消す。

2　訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

1　原告西村一は大正４年２月１０日生まれの男性である。また原告西村カシは原告西村一の妻であり，昭和元年８月８日生まれの女性である。

原告里幸子は大正５年２月１日生まれの女性である。

2　原告らはいずれも以下のとおり生活保護を受給している。

（1）原告　西村　一　　平成１３年７月１１日から

（2）原告　西村　カシ　　同　上

（3）原告　里　幸子　　昭和６２年６月１５日から

3　ところで原告らはいずれも生活保護の老齢加算分の支給を受けていたものであるが，いずれも老齢加算の順次廃止に伴いその給付額の減額をされてきたものである。

そのため原告らは老齢加算の廃止について，廃止前の状態に戻すよう求めて変更申請を行ったが平成２１年１月９日被告はその申請を却下した（以下「本件各処分」という）。

4　１９６７年５月２４日の最高裁大法廷判決は「生活保護の規定に基づき国から生活保護を受けるのは，単なる国の恩恵や社会政策の実施に伴う反射的利益ではなく法的権利であって，保護受給権とも称すべきもの」と判示した。

5　生活保護法５６条は「被保護者は，正当な理由がなければ，既に決定された保護を不利益に変更されることがない」と規定し，実施機関が一度，保護決定をしたならば，法が定める事情変更の場合に被保護者が該当し，実施機関が法に定める変更手続きを正規に取らないうちは，被保護者は決定された

2010-12-10　11:20　FROM　アオモリビンカンケンコウフクセンター　TO　ロウレン　P.03

内容の保護の実施を請求する具体的権利を有する趣旨と解すべきである。

6　以上のような法５６条の趣旨にかんがみれば，保護基準の改定に基づいて既に決定された保護を不利益に変更する場合，不利益変更そのものに，法５６条のいう「正当な理由」がない限り，違法となると解するのが相当である。

7　保護基準は憲法２５条１項の「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するに足りるものでなければならない。その具体的内容は，経済的，社会的条件，一般的な国民生活の状況などとの相関関係で決定されるべきで，行政過程で具体化する際は，国の財政状況を無視することができず，政策的判断を必要とする。

保護基準の設定は厚生労働大臣の裁量に委ねられており，現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定するなど，憲法や生活保護法の趣旨，目的に反し，裁量権の限界を超えた場合や裁量権を乱用した場合のみ，違法となる。保護基準の改定も。一定程度，厚生労働大臣の裁量にゆだねられていると解するのが相当である。

8　保護基準の不利益変更に関する正当な理由の有無を判断するには，厚生労働大臣の判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し，その判断が社会通念に照らして，著しく妥当性を欠くと認められる場合に限って，裁量権の逸脱，乱用として正当な理由のない不利益変更に当たると解するのが相当である。

9　老齢加算の廃止で単身世帯の生活扶助支給額は約２０パーセント減額されることになった。厚生労働省の専門委員会は，２００３年１２月の中間取りまとめで「加算そのものについては廃止の方向で見直すべき」との本文直後に「高齢者世帯の社会生活に必要な費用に配慮して，生活保護基準の体系の中で高齢者の最低生活水準が維持されるよう引き続き検討する必要がある」とただし書きをした。また「被保護世帯の生活水準が急に低下することのないよう，激変緩和の措置を講じるべきである」という１項目を付け加えた。

１０　厚生労働省は中間取りまとめを受けて，今後予算の中でどのようにするか検討していく立場を示していたが，わずか４日後には老齢加算を３年間かけて段階的に廃止する財務省原案が内示された。

2010-12-10　11:20　FROM　アオモリビンバンケンコウフクセンタ　TO　イワヒバ　P.04

１１　この決定の過程では，ただし書きの内容について何ら検討されなかった。激変緩和措置についても，直ちに単なる段階的廃止を意味するとは限らず，何らかの代替措置を意味すると考える余地もあるし，代替措置を取らないとしても，期間や１年間ごとの削減幅については慎重な検討が求められるところであった。

１２　しかし決定過程を見ると，既に老齢加算を前提とする保護を受けている被保護者が廃止によって被る不利益などが具体的に検討された上で，代替措置を取らないことや，３年という期間，１年ごとの削減幅が決定された形跡はない。

１３　老齢加算の廃止は，既に老齢加算を前提とする保護を受けている被保護者にとっては，支給額の相当程度の減額を意味する。中間取りまとめの老齢加算の廃止という方向性と並んで重要な事項であるただし書きの内容や激変緩和措置について十分検討することなく行われた保護基準改定は，考慮すべき事項を十分考慮しておらず，考慮事項に対する評価が明らかに合理性を欠く。その結果，社会通念に照らして著しく妥当性を欠いたものということができる。

１４　本件保護基準の改定は，裁量権の逸脱，乱用として，正当な理由のない保護基準の不利益変更に当たるというべきである。

よって老齢加算の減額，廃止による保護変更決定は生活保護法５６条に反し違法である。

１５　また行政手続法（平成６年１０月１日施行）においては，不利益処分をする場合の手続きとして聴聞又は弁明の機会の付与をしなければならないが（法第１３条）生活保護減額についていずれも本件では本件各処分の前提となる被告はその手続きを行わなかった。

従って違法な本件各処分の前提となった老齢加算の減額処分は違法な処分であったのに本件各処分では全くそのことで考慮されておらず，その点からも違法である。

１６　また本件老齢加算の廃止によって原告らは以下のとおり苦しい生活をさらに切り下げざるを得なかった。

2010-12-10　11:21　FROM　ｱｷﾋﾛｹﾝｶﾞｸｼｭｳｼｴﾝｶﾝ　TO　ｲﾀﾊﾞｼ　P.05

（1）原告西村一，同西村カシ

２人で３万円の老齢加算が０円となり，毎日の風呂を週２回の風呂に変更。

（2）原告里幸子

これまで１５，０００円の老齢加算が０円となり，風呂（温泉）に入る回数を隔日から週１回に変更せざるを得なかった。また近所付き合いが不可能である。

従って，原告らの文化的生活など望むべくもないので本処分が憲法２５条に違反する。

１７　よって本件各処分の前提となる老齢加算の廃止は（1）正当な理由を欠く処分であり（2）かつ原告らの老齢加算の廃止手続きは正当な手続きを経て処分が行われたものではないことであり（3）かつ原告らの最低限度の文化的生活を侵害するものであるから憲法２５条，生活保護法５６条，行政手続法１３条に違反して無効である。

１８　本訴は厚生労働大臣の平成２２年６月４日付再審査請求を棄却するといった裁決に対して行うものであり，その裁判を受け取ってから６カ月以内に提起するものである。

添付書類

１　訴訟委任状　　３通

平成２２年１２月３日

原告ら訴訟代理人弁護士　　加藤　優

同　　弁護士　　小林

熊本地方裁判所　御中